

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「九〇二、〇〇〇円」を「九〇〇、〇〇〇円」に、「七八一、〇〇〇円」を「七七九、〇〇〇円」に、「六四九、〇〇〇円」を「六四八、〇〇〇円」に、「六二三、〇〇〇円」を「六二二、〇〇〇円」に、「六一一、〇〇〇円」を「六一〇、〇〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。